

千葉県情報システムアセスメント実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県電子情報処理規程（平成14年千葉県訓令甲第10号。以下「規程」という。）第19条第2項の規定に基づき、情報システムの評価（以下「アセスメント」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局 規程第2条第1号に規定する局をいう。
- (2) 課 規程第2条第2号に規定する課をいう。
- (3) 主管課 局における情報化施策の企画、調整及び推進に関する業務を行う課をいう。
- (4) 情報システム所管課 情報システムの開発又は運用を所管する課をいう。
- (5) 評価案作成者 アセスメントの評価案を最終的に作成する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、規程で使用する用語の例による。

(アセスメントの対象範囲)

第3条 アセスメントの対象となる情報システムの範囲は、市が管理するすべての情報システム（委託により処理するものを含む。）とする。

2 C I O補佐官が必要と認める場合には、対象を一の情報システムの特定部分に限ってアセスメントを行うことができる。

(アセスメントの実施体制)

第4条 C I O補佐官は、アセスメントの実施に当たり、情報企画課長を評価案作成者として選任する。

2 評価案作成者は、評価案の作成補助者を、情報企画課の職員及び情報化推進主任の中から指名することができる。

3 情報企画課長及び主管課長は、アセスメントの実施及び運用に当たっては、相互に緊密な連携を保ち、アセスメントが適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

(情報企画課の処理事項)

第5条 情報企画課の処理事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) アセスメントの実施に係る企画、調査、基本的計画の立案及び総合調整に関すること。
- (2) アセスメントの結果に基づく改善の指導、相談及び援助に関すること。

(主管課の処理事項)

第6条 主管課の処理事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) アセスメントの実施に係る情報企画課及び情報システム所管課との連絡調整、局内関係部門との調整に関すること。
- (2) アセスメントの結果に基づく情報システム所管課への改善の指導、相談及び援助に関すること。

(アセスメントの実施区分)

第7条 アセスメントは、企画及び運用の段階で行わなければならない。ただし、C I O補佐官が指定する情報システムについては、アセスメントを省略することができる。

- 2 企画段階のアセスメントは、局における基本的な方針が確定した時点から開始する。
- 3 運用段階のアセスメントは、原則として運用を開始した後3年を経過した時点で実施する。
(実施区分ごとのアセスメントの目的)

第8条 企画段階のアセスメントは、次に掲げる目的のために実施する。

- (1) 情報システムの開発の目的、範囲及び規模の適正さの検証
- (2) 情報システム開発の前提となる業務改革への貢献度及び全庁的な情報システムの整備方針との適合性の判断

2 運用段階のアセスメントは、次に掲げる目的のために実施する。

- (1) 情報システムの開発目的の達成度及び稼働後の運用状況等の検証
- (2) 情報システムの適正なライフサイクル管理のため、全庁的な情報システムの整備方針に合致しているか否か及び通常要求される技術的水準を満たしているか否かの判断
(期間の設定)

第9条 局の長（以下、「情報システム管理者」という。）は、情報システムを開発しようとするときは、あらかじめ開発日程に、企画段階のアセスメントの実施に必要な期間を設定しなければならない。

(年間計画の策定)

第10条 C I O補佐官は、毎年度当初に、次に掲げる事項を記載した年間計画を作成するものとする。

- (1) アセスメントの対象とする情報システム（以下「対象システム」という。）の名称、概要及び情報システム所管課名
- (2) 対象システムに係るアセスメントの実施区分
- (3) 対象システムに係るアセスメントの実施時期
- (4) その他必要な事項

2 C I O補佐官は、必要に応じ前項に定める計画の内容を変更又は追加できる。

(実施の通知)

第11条 C I O補佐官は、前条の年間計画に基づくアセスメントの実施について、情報システム所管課が属する局の情報システム管理者に通知しなければならない。

(実施日程等の協議)

第12条 情報企画課長は、対象システムに係るアセスメントの実施に当たっては、具体的日程、実施方法等について、事前に主管課長及び情報システム所管課長と協議するものとする。

(事前準備等)

第13条 情報システム所管課長は、情報企画課長が指定する調査票を作成するとともに関係書類を整備し、アセスメント実施の14日前までに、情報企画課長及び主管課長に提出しなければならない。

2 C I O補佐官は、アセスメントを実施するに当たり必要な事項を定めることができる。

(アセスメントの実施)

第14条 情報企画課長は、第10条の年間計画に基づくアセスメントを実施し、次表の段階に応じた評価案を作成しなければならない。

段階	評 価 内 容
5	開発又は運用は適切である。
4	一部改善が必要だが、おおむね開発又は運用は適切である。
3	開発又は運用の内容について相当程度改善が必要である。
2	開発又は運用の内容について全面的な見直しが必要である。 主要事項が不明のため評価できない。
1	開発又は運用を中止すべきである。

(企画段階の評価の対象事項)

第15条 情報企画課長は、企画段階のアセスメントに当たっては、次に掲げる事項を明確にした上で、判断しなければならない。

- (1) 開発する情報システムの基本的な方針
- (2) 開発する情報システムの効果、効果の達成目標
- (3) 情報システムの開発を進めるにあたっての体制等の整備状況
- (4) 情報システムの開発及び運用の経費
- (5) その他企画段階のアセスメントに要する事項

(運用段階の評価の対象事項)

第16条 情報企画課長は、運用段階のアセスメントにあたっては、次に掲げる事項を明確にした上で、判断しなければならない。

- (1) 情報システムの運用経費、利用状況
- (2) 情報システムの効果（当初予測との相違点、効果の達成度の確認を含む。）
- (3) 情報システムの運用体制
- (4) その他運用段階のアセスメントに要する事項

(評価の決定及び通知等)

第17条 評価の段階の決定は、CIO補佐官が行う。

2 CIO補佐官は、評価の段階を1と決定しようとするときは、あらかじめ関係部門と協議をしなければならない。

3 CIO補佐官は、アセスメントについて、当該アセスメントに係る情報システムを所管する情報システム管理者に通知するとともに、CIOに報告しなければならない。

(評価段階5とされた情報システムの取り扱い)

第18条 評価の段階が5と決定された企画段階の情報システムは、次の開発の段階に進むことができる。

2 評価の段階が5と決定された運用段階にある情報システムは、評価時点の情報システム機能、ハードウェア構成及び運用体制により運用を継続することができる。

(評価段階4とされた情報システムの取り扱い)

第19条 評価の段階が4と決定された企画段階の情報システムは、指摘事項の改善を行い、情報企画課長に報告を行った後に、次の開発段階に進むことができる。

2 評価の段階が4と決定された運用段階にある情報システムは、指摘事項の改善を行い、情報企画課長に報告を行わなければならない。

(評価段階3とされた情報システムの取り扱い)

第20条 評価の段階が3と決定された企画段階の情報システムは、改善計画を策定し、CIO補佐官に報告しなければならない。

2 企画段階の情報システムは、前項の改善計画を実施し、CIO補佐官の承認を得た上で次の開発段階に進むことができる。

3 評価の段階が3と決定された運用段階にある情報システムは、改善計画を策定し、CIO補佐官の承認を得なければならない。

4 改善計画の策定は、情報システム所管課が行う。

(評価段階2とされた情報システムの取り扱い)

第21条 評価の段階が2と決定された企画又は運用段階の情報システムは、内容を全面的に見直し、又は不明と指摘された事項を明確にした上で、再度アセスメントを受けなければならない。

2 企画段階の情報システムは、再評価の結果が決定されるまでは、次の開発の段階に進むことはできない。

3 再評価の結果、評価の段階が3に満たない場合は、開発又は運用を中止しなければならない。

(評価段階1とされた情報システムの取り扱い)

第22条 評価の段階が1と決定された情報システムについては、開発又は運用を中止しなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、アセスメントの実施に関し必要な事項は、CIO補佐官が定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。